

平成21年9月2日判決言渡 同日判決原本領収 裁判所書記官
平成21年(八)第747号 損害賠償等(交通)請求事件
口頭弁論終結日 平成21年8月5日

判決

住所(略)				
原	告	〇〇	〇〇	
住所(略)				
被	告	●●	●●	
訴訟代理人弁護士		●●	●●	

主 文

- 1 被告は、原告に対し、25万7195円及びこれに対する平成21年2月2日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その2を原告の、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、33万0145円及びこれに対する平成21年2月2日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求の原因の要旨

平成21年2月2日午前10時57分頃、●●市●●路上において、原告が所有し運転する普通乗用自動車(以下「甲車」という。)と被告が運転する普通乗用自動車(以下「乙車」という。)が接触し、甲車が破損するとの事故(以下「本件事故」という。)が発生した。原告は、被告に対し、本件事故に基づき、不法行為による損害賠償として、33万0145円及び遅延損害金の支払いを求める。

2 争点

本件事故が発生したことについては争いがない。主要な争点は、原告の損害額である。

第3 当裁判所の判断

- 1 争いのない事実及び弁論の全趣旨によれば、甲車が片側2車線道路の追越車線を走行してきたこと、乙車が反対方向の片側2車線の追越車線を走行してきたこと、乙車が、本件事故地点直前で急に右に転把し、中央線を越えて甲車の走行していた車線に進入したこと、このため、乙車の左側部が、右に転把し急制動を掛けた甲車の左前部に接触したことが認められる。

以上によれば、被告には、道路上を通行するに際し、自己の走行車線を守り対向車線に進入することなく安全に車両を運転するべき注意義務に違反した過失が認められる。

- 2 (1) 甲車の修理費用が23万円であること及び代車料が2万7195円であることに争いはない。
(2) 証拠によれば、甲車の初度登録が平成17年3月であること(甲5)及び

走行キロ数が1万6733キロメートルであること（甲3）が認められ、また、本件事故により甲車の主要な骨格に著しいダメージが発生したと認めるに足りる証拠はない。よって、本件で、原告の損害として評価損を認めることは相当でなく、また、原告の損害として査定料及び郵便代相当額を認めることは相当でない。

- 3 以上から、原告の請求は、被告に対し、25万7195円（23万円＋2万7195円）及びこれに対する平成21年2月22日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員の支払いを求める限度で理由がある。よって、主文のとおり判決する。

大 津 簡 易 裁 判 所
裁 判 官 佐 々 木 俊 雄